

<生活の手引>

学校は学習の場であるとともに、集団生活の場でもあります。

本校では、生徒一人ひとりが校訓の精神を生かし、本校生徒としての本分を自覚し、学力の向上と人格の形成に努力できるよう、様々なルールを設けています。

1 礼儀

礼儀は人間関係を円滑にし、社会生活を明るくする基本です。日常生活においては常に礼儀を忘れず、他人に対しては謙虚な態度で接し、よりよい信頼関係を築けるよう心がけましょう。

2 学習

生徒の本分は学習であることを自覚し、予習、復習に心がけ、学力の向上に努めましょう。

授業では次のルールを守ること。指導に従えない場合は、特別指導の対象になる場合があります。教科の性質上、この他にも守らなければならないルールがありますので、担当の先生の説明をよく聞いてください。

- (1) 授業中は、定められた座席につき、許可なく移動してはいけません。
- (2) 授業中の飲食は、原則として認められません。
- (3) 授業中は、授業に関係のないものを使用してはいけません。
- (4) 授業を妨げる行為をしてはいけません。

3 服装等

(1) 服装

生徒は校服で登下校並びに校内生活を送るものとします。

夜間部の生徒は校服に準ずる服装も認めます。

(2) 校服

ア 標準服Ⅰ

(ア) 上着、ネクタイ：本校指定のものを着用します。ただし、夏季は着用の必要はありません。

(イ) ワイシャツ：白無地の長袖または半袖を着用してください。

(ウ) スラックス：本校指定のものを着用します。

イ 標準服Ⅱ

(ア) 上着、リボン：本校指定のものを着用します。ただし、夏季は着用の必要はありません。

(イ) ブラウス、ワイシャツ：白無地の長袖または半袖を着用してください。

(ウ) スカートまたはスラックス：本校指定のものを着用します。スラックスを着用する場合は、ネクタイを着用してください

ウ その他

(ア) 校服の改造は禁止です。貸借や譲受による着用は前もって学校の許可を受けて下さい。

(イ) コート、セーター、カーディガン類は黒・紺・グレー・白を基調とし、華美でない単色のものとします。

(ウ) 靴下・ソックス類は黒・紺・グレー・白を基調とし、くるぶしが隠れる華美でないものとします。冬季、スカートを着用する場合は、ストッキングまたはタイツを着用できます。

(3) 校服に準ずる服装

原則として、黒・紺・グレーを基調とした華美でないスーツ（上着・スラックス・スカート）、白無地のワイシャツ・ブラウスを校服に準ずる服装として認めます。

(4) 異装許可

以下の理由により校服または校服に準ずる服装の着用が困難な場合は、「異装許可願」をホームルーム担任に提出し、生徒指導部の審査を受けて許可を得てください。

ア 家庭または勤務等の事情によりやむを得ないと認められる場合。

イ その他、必要と認められる場合。

(5) 校服の着用期間

冬季 10月1日から翌年5月31日まで

夏季 6月1日から9月30日まで

(6) 頭髪

極端な長髪や特異な髪型、パーマ、カール、脱色、染色、エクステンション等は禁止します。

(7) その他

ア 学校生活にふさわしくない装飾品（ピアス・ネックレス・リング等）、入れ墨、化粧等は禁止します。身なりを整えて学校生活を送りましょう。

イ 校舎内及び体育館では指定の上履きを使用してください。

ウ 通学用バッグの指定はありません。華美でないスポーツバッグ等を使用して下さい。

エ 通学用靴の指定はありません。黒・茶を基調としたローファーなどの短靴や華美でない運動靴を使用して下さい。サンダルや下駄、ブーツ等での登下校は禁止します。

4 通学

通学に利用できる交通手段は、徒歩・自転車・公共の交通機関（電車やバス等）・家族による送迎です。ただし、特別の許可を得れば、原動機付自転車・自動車での通学が認められます。

通学の途中では、社会道徳、交通ルールを守り、自他の安全に十分注意しましょう。特に、電車、バス通学の生徒は、乗車の際や車内・駅構内でのマナーに留意し、他人に迷惑をかけることのないよう十分注意しましょう。

(1) 自転車通学

通学に自転車を使用する場合は、「自転車通学許可願」を提出してください。自転車に本校指定のステッカーを貼付します。ステッカーのない自転車は駐輪できません。ヘルメットの着用と自転車保険への加入を推奨しています。

(2) 原動機付自転車

ア 原動機付自転車運転免許を取得する際には、事前に「原動機付自転車運転免許取得許可願」を提出し、許可を得てください。免許は入学年次の夏季休業開始の日より、取得可能とします。ただし、免許取得のために学校を欠席・遅刻・早退してはいけません。

イ 原動機付自転車による通学を希望する生徒は、「原動機付自転車通学許可願」、「原動機付自転車通学許可調査」を提出してください。通学距離がおおむね6km以上（片道）であり、他に適切な交通手段がない等やむを得ない場合に限り、審査のうえ許可されます。通学用の原動機付自転車の後部及びヘルメットに通学用ステッカーを貼付します。

(3) 自動二輪車

自動二輪車の免許取得は禁止です。自動二輪車での通学は、同乗を含めて禁止です。

(4) 普通自動車

ア 普通自動車運転免許の取得希望者は、事前に「普通自動車運転免許取得許可願」を提出し、許可を得たうえで自動車学校へ入校することができます。

自動車学校への入校は、満18歳に達する年度の10月1日より許可します。ただし、自動車学校通学のために学校を欠席・遅刻・早退してはいけません。

イ 普通自動車による通学は、生徒が成人であり、就労等やむを得ない事情があると認められた場合のみ許可されます。詳しくは、ホームルーム担任に相談してください。

5 校内生活

(1) 欠席・遅刻・早退のないように、日頃から学校を中心とした生活リズムを心がけましょう。

(2) 自部の授業開始時刻以後、自部の授業終了時まで無断で外出してはいけません。早退をする場合や特別の事情で外出する場合は、ホームルーム担任の許可を受けてください。

(3) 日ごろから校舎内外の美化に努め、整理・整頓を心がけ、落ち着いて学習できる環境づくりに努めましょう。

(4) 個々の携行品は、各自の責任において管理してください。自分の携行品には名前を明記しましょう。

また、必要のない金品等を学校に持って来ないように注意してください。

(5) 携帯電話の学校への持ち込みは認めますが、ルール・マナーを守って利用してください。

6 ホームルーム当番について

- (1) 日課の円滑な進行をはかるため、各ホームルームに所属する生徒が輪番で当番の仕事を行います。
- (2) ホームルーム担任や教科担任からの連絡を各ホームルームに所属する生徒に連絡します。
- (3) 授業前後に、黒板をきれいにして整備するなど、教室内の整頓を行います。
- (4) ホームルーム日誌を毎日記録し、日課終了後、ホームルーム担任に提出します。

7 アルバイト

家庭の事情等によりアルバイトをする必要がある場合は、「アルバイト許可願」を提出してください。原則として1年次の前期中間試験終了後、出欠席や成績等をもとに許可します。詳細については、ホームルーム担任に相談してください。

8 特別指導

校内はもちろん、校外でも法令や学校のルールに違反した生徒に対しては、特別指導を行います。特別指導は、生徒自身の自己教育力や規範意識を育成し、違反行動の再発を防止するために行う指導です。特別指導を行う際には、保護者の方に来校していただきます。